

おしらせ

- 幌延町簡易水道事業給水条例及び幌延町簡易水道事業給水条例施行規則が契約内容となります。また、ホームページ上でご覧いただけます。
- 上・下水道料金は、先月分の基本料金・メーター使用料に前月使用水量の超過料金を加えた金額を当月分として毎月お支払いいただきます。
- 上・下水道料金は払い忘れのない口座振替をご利用下さい。
稚内信金幌延支店・幌延町農協・郵便局で取り扱いしております。
- 転出・転居の場合は、その旨を届け出て下さい。
- 給水装置（水道）・排水装置（下水道）の異常を発見されましたら速やかに連絡して下さい。
- メーター器の設置箇所を舗装したり、構築物を設置しないようお願いいたします。
（メーター器の取替や検針に支障をきたすことがあります）
- 水道・下水道料金表

水道

種類	基本水量	基本使用料	超過使用料
一般家庭用	10 m ³	1,570 円	1m ³ につき 190円
団体用	20 m ³	4,140 円	1m ³ につき 240円
営業用	20 m ³	4,140 円	1m ³ につき 240円
工業用	100 m ³	14,350 円	1m ³ につき 170円
浴場用	100 m ³	10,160 円	1m ³ につき 120円
臨時用	10 m ³	4,140 円	1m ³ につき 510円
メーター使用料	13 mm	330 円	1基1ヶ月
	20 mm	500 円	
	25 mm	670 円	

下水道

種類	基本水量	基本使用料	超過使用料
一般家庭用	6 m ³	1,130 円	1m ³ につき 190円
臨時用	10 m ³	3,770 円	1m ³ につき 390円

【上・下水道料金の算定例】

- 一般家庭用（口径 13mm の場合）で月 15 m³ 使用した場合

水道料金 = 水道基本料金 1,570円 + メーター使用料 330円 + 超過料金 950円 (190円 × 5m³) = 2,850円

下水道料金 = 下水道基本料金 1,130円 + 超過料金 1,710円 (190円 × 9m³) = 2,840円

※上・下水道料金は 5,690円 となります。

幌延町建設管理課管理グループ

上・下水道係

電話 5-1116（内線 256・257）